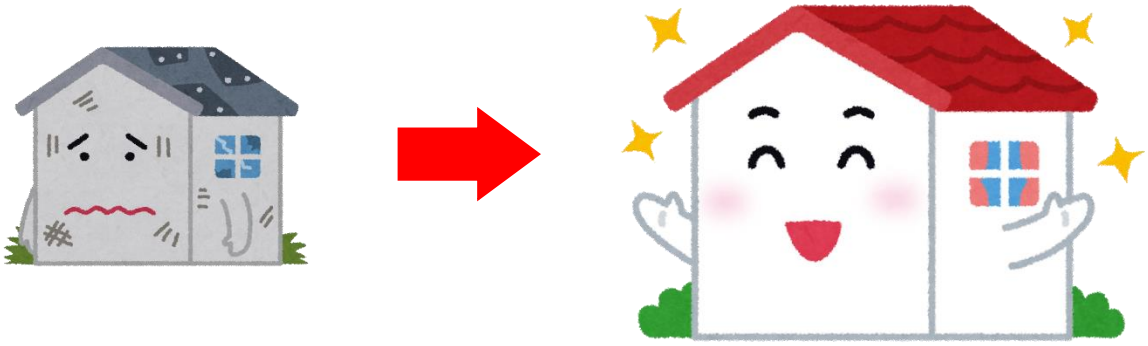
令和８年９月更新



まんのう町空き家リフォーム事業補助金の手引き

本補助金は、空き家のリフォーム等に要する費用を補助することで、まんのう町内の空き家の有効活用及び町内への移住・定住の促進を図るものです。

目　　次

1	対象となる住宅	・・・	１Ｐ
2	補助対象者	・・・	２Ｐ
3	補助金額	・・・	３Ｐ
4	申請の流れ及び提出書類	・・・	４Ｐ
5	申請書記入例	・・・	６Ｐ
6	Ｑ＆Ａ	・・・	１７Ｐ

1　対象となる住宅

対象となる住宅は、以下の全ての条件を満たす方です。
ただし、家財道具の処分のみを実施する場合は、①、②、⑤の条件を満たしていること。

① まんのう町空き家バンクを通じ、売買又は賃貸借された空き家であること。

※ 空き家…まんのう町内に居住を目的として建築したが、現に居住をしていない一戸建て専用住宅のこと。

② 本補助金により、既にリフォーム工事を行っている物件でないこと。

※ 申請前にリフォーム工事を行った、若しくは行っている場合は対象となりません。

③ 改修工事後、耐震性が確保されている物件であること。

※ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手した物件である場合は、耐震診断を行っていただく必要があります。上部構造評点が 0.7 未満と診断された場合、耐震改修工事若しくは簡易耐震改修工事を実施する必要があります。

④ 改修の前後において、建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと。

※ 違反があれば改修工事に伴い、是正する必要があります。

⑤ 本補助金申請日において、補助対象物件の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から１年以内であること。

※ 契約締結日から１年を超えたものは対象となりません。

２　補助対象者

①、②のどちらかの条件を満たす方

①空き家等登録者で、空き家バンク制度を利用して補助対象物件を売却又は賃貸した個人。
②利用希望登録者で、空き家バンク制度を利用して補助対象物件を購入又は賃借した個人。

③～⑤のいずれにも該当しない方

③売買又は賃貸借契約の相手方が補助対象者の３親等以内の親族である場合。
④本町の町税を滞納している場合。
⑤同一の補助対象者が本補助金の交付を受けている又は受ける予定がある場合。

３　補助金額

① リフォーム工事を行う場合

● リフォーム工事費の５０％（千円未満切り捨て）：上限　１００万円

※ リフォーム工事費とは、**町内業者が施工**する経費を指します。
※ 耐震改修工事、簡易耐震改修工事に要した経費は対象となりません。
※ 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者が自ら実施する事業は対象となりません。

② 家財道具を処分する場合

● 処分費の５０％（千円未満切り捨て）：上限　１０万円

※ 処分費とは、空き家等の利用のために不要な家財道具等の運搬及び処分にかかる経費を指します。
※ ただし、自分で家財処分する場合（コンテナや処理場への直接搬入等）は必ず、見積書、領収書（内容及び業者名のわかるもの）をもらってください。無い場合は対象となりません。

※　本対象事業が国、県又は本町の他の制度による補助の対象となっている場合は、補助を受けた額を本補助対象事業費から控除されます。

以下の条件に該当する場合は、補助金の交付決定を全部又は一部を取消します。

● 補助金の申請に関し、偽りその他の不正な行為があったとき。
● 補助金の交付決定の前に、補助対象事業に着手したとき。

また、以下の項目に該当する場合は**補助金の返還対象となります**のでご注意ください。

● 空き家利用者が、補助金の交付を受けた日から起算して**３年以内に転居**又は転出したとき。
● 空き家利用者が、補助金の交付を受けた日から起算して**３年以内に補助対象物件を第三者に転売又は転貸**したとき。
● 補助対象物件の所有者が、補助金の交付を受けた日から起算して**３年以内に補助対象物件を取り壊した**とき。

４　申請の流れ及び提出書類

１．事前協議　【申請者】

補助事業に該当するか事前の協議が必須となります。

申請を希望する方は、工事着手前に窓口までお越しいただくか、ご連絡ください。

※事前協議をされていない場合は、要件を満たしていても交付できないことがありますのでご注意ください。

２．交付の申請　【申請者】

建築工事請負契約の締結後、次の書類を提出してください。

ただし、家財道具の処分のみを実施する場合は①～⑩、⑬を提出ください。

（自ら処分する場合は⑦がなくてもよい。）

① 補助金交付申請書（様式第1号）
② 承諾書（様式第2号）および誓約書
③ 申請者の住民票の写し
④ 申請者の市町村税の完納証明書（滞納のない証明）
⑤ 補助対象物件の登記事項証明書その他これを証する書類
（全部事項証明書、保存登記、所有権移転登記等）
⑥ 補助対象物件の固定資産税納税証明書
（申請者が補助対象物件の所有者でない場合のみ）
⑦ 町内施工業者の町税の完納証明書（滞納のない証明）
⑧ 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書
⑨ 補助対象事業を実施する予定箇所等の詳細が分かる書類
⑩ 補助対象事業予定箇所の現況写真
⑪ 耐震診断報告書（補助対象物件が昭和56年5月31日以前に工事に着手したものである場合のみ）
⑫ 建築基準法の適合状況調査結果報告書
⑬ 債権者登録申出書（申請時の住所記載）

※③、④、⑤、⑥、⑦に関してはコピー可。3か月以内のものをご提出ください。

３．交付の決定　【町】

受付後、内容審査を行い、補助金の交付決定を行います。

○ 補助金交付決定通知書（様式第3号）…町から申請者に送付。

工事着工

※　交付決定後に補助内容が変更になる場合　【申請者】

実績報告を行う前に下記書類を提出してください。

① 補助金交付決定変更等申請書（様式第5号）
② 変更内容が分かる書類（変更後の見積書や内訳のわかるもの）

建築完了

４．実績報告　【申請者】

補助対象事業の完了後、次の書類を提出してください。

ただし、家財処分のみ実施した場合は①～⑥までをご提出ください。

① 補助事業実績報告書（様式第6号）
② 空き家利用者の転居後の住民票の写し
③ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類
（領収書、請求書・通帳のコピー・振込依頼書等）
④ 補助対象事業を実施した箇所等の詳細が分かる書類
⑤ 補助対象事業実施箇所の完成後の写真
⑥ 債権者登録申出書（住所等変更があった場合のみ）

※補助対象物件が昭和56年5月31日以前に工事に着手したものであり、かつ、耐震診断の結果上部構造評点が0.7未満であった場合は、合わせて以下の書類もご提出ください。

⑦ 耐震改修工事結果報告書
⑧ 写真（耐震前中後が分かるもの）

※建築基準法の適合状況調査の結果、補助対象物件に不適合箇所があった場合は、合わせて以下の書類もご提出ください。

⑨ 建築基準法に基づく不適合箇所の是正報告書
⑩ 写真（改修前後が分かるもの）

５．補助金の額の確定　【町】

実績報告書を審査した上で、補助金の交付額を確定します。

○ 補助金交付確定通知書（様式第7号）…町から申請者に送付。

６．補助金の交付請求　【申請者】

補助金等交付請求書を提出してください。

○ 補助金交付請求書（様式第8号）

※確定通知の日付より後の日付を記入ください。

７．補助金交付　【町】

請求により、登録口座に補助金を支払います。

５　申請書記入例　　申請時書類

様式第１号(第７条関係)

令和　８年　４月　１０日

まんのう町長　　様

申請者　住所　　まんのう町〇〇１１１１番地
氏名　　まんのう　太郎
電話番号　０００－０００－０００

まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付申請書

まんのう町空き家リフォーム事業を実施したいので、まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて申請します。

所有者との関係	□ 自己所有　□ 所有者が別(所有者との関係：　　)
補助対象物件の所在地	まんのう町〇〇１１１１番地
補助事業費（A）	２，０００，０００円　　■リフォーム　□処分
補助申請額（A）×1/2	１，０００，０００円 (※千円未満の端数切捨て)
工事着手予定年月日	令和　８　年　５　月　１０　日
工事完了予定年月日	令和　８　年　１０　月　５　日
補助対象工事を行う業者	所在地(住所)　まんのう町〇〇２２２番地 業者名(代表者氏名)　まんのう　花子
リフォーム工事に対する国、県、又は本町の制度による他の補助金の状況(予定を含む) □なし □あり(補助金名：　　受給(予定)日：　　補助金額：	
関係者との協議事項　【申請者が補助対象物件の所有者でない場合に限る。】 交付対象者によるまんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱の補助金交付申請に当たり、申請書添付書類をその内容とするリフォーム工事の施工及び補助金の交付を受けることについて、同意します。 所有者氏名（自署）	
関係者との協議事項　【申請者が補助対象物件の利用者でない場合に限る。】 交付対象者によるまんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱の補助金交付申請に当たり、申請書添部書類をその内容とするリフォーム工事の施工について、利用者と協議を終え、申請します。 所有者氏名（自署）	

□住民基本台帳又は税関係情報の記録を調査することに同意します。

様式第２号(第７条関係)

申請時書類

承　諾　書

まんのう町長　　様

申請者（所有者・利用者）
住所　　まんのう町〇〇１１１１番地
氏名　　まんのう　太郎
電話番号　〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱第７条の規定に基づき、承諾書を提出します。なお、本事業の実施に関し、問題が生じた場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

【承諾事項】

（１）　申請者が責任を持って補助対象事業を遂行すること。

（２）　空き家の所有者は、補助金の交付を受けた日から起算して３年以内に空き家の取り壊し及び転売を行わないこと。

（３）　申請をする空き家の利用者は、補助金の交付を受けた日から起算して３年以内に空き家からの転出又は転居、及び転貸を行わないこと。

（４）　町長が補助金交付決定に条件を付した場合には、これを遵守すること。

申請時書類

（第 4 条関係）

誓 約 書

私は、まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱第 4 条第 2 項第 4 号に定める条件について、以下の内容を遵守することを誓約します。

☐ 直前の住居は私が所有しているものであり、将来的に管理不全な状態に陥らないよう適切に管理します。
☐ 直前の住居は私が所有しているものであり、引き続き、親族が居住します。
☐ 直前の住居は私が所有しているものであり、宅地建物取引業者と媒介契約を締結します。
☐ 直前の住居は賃貸借物件です。
☐ その他（ ）

令和　８年　４月　１０日

住所　　まんのう町〇〇１１１１番地
氏名　　まんのう　太郎
連絡先　　〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

申請時書類

建築基準法の適合状況調査結果報告書

まんのう町長　　様

確認実施者	氏　　名	満濃　次郎　　印
	住　　所	まんのう町〇〇３３３番地
	資　　格	（　〇　）級建築士
	登録番号	（ 〇〇 ）登録第（ 〇〇〇 ）号
	事務所名	〇〇〇〇建築事務所
	連 絡 先	０００－０００－０００

対象空き家に関する建築基準法の適合状況について、以下のとおり報告いたします。不適合となった事項については、下記の方法により、工事完了時までに是正いたします。なお、報告内容については、現地と照合しており、事実に相違ないことを申し上げます。

記

1　対象空き家について

活用後の用途	□住宅（□一戸建ての住宅、□併用住宅）
所在地	まんのう町〇〇１１１１番地
建築時期	昭和　〇〇　年　〇　月建築

2 主な規定の適合状況について

※建築基準法に基づく主な規定（都市計画区域外の地域は、第 20 条の規定のみ確認すること）

第 20 条　構造耐力	□　適合　□不適合 □　既存不適格 （□（１）S56.6.1 以降に工事に着手した住宅 □（２）耐震診断の結果、耐震性あり →住宅耐震補助の活用　□有　□無 □（３）耐震改修により耐震性を確保済 →住宅耐震補助の活用　□有　□無） □（４）耐震性不明
第 43 条　敷地等と道路との関係	□　適合　□不適合　□　既存不適格
第 44 条　道路内の建築制限	□　適合　□不適合　□　既存不適格
第 52 条　容積率	□　適合　□不適合　□　既存不適格
第 53 条　建ぺい率	□　適合　□不適合　□　既存不適格
第 55 条　建築物の高さ	□　適合　□不適合　□　既存不適格
第 56 条　建築物の各部分の高さ	□　適合　□不適合　□　既存不適格

3　不適合箇所の是正方法について

不適合の場合の是正方法	こちらに是正方法をご記載ください。

申請時書類

耐 震 診 断 報 告 書

まんのう町長　　様

耐震診断技術者　氏　　名　　満濃　次郎　　印
住　　所　　まんのう町〇〇３３３番地
資　　格　　（　〇　）級建築士
登録番号　　（　〇〇　）登録第（　〇〇〇　）号

事務所名　　〇〇〇〇建築事務所
連 絡 先　　〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

令和　８年　４月　１日に実施した下記住宅の耐震診断の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実に相違ありません。

記

空き家の用途	□ 専用住宅	□ 併用住宅
空き家の建て方	□ 一戸建て住宅	□ 長　屋
空き家所在地	まんのう町〇〇１１１１番地	
診　断　結　果	評点０.６点	

耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満であった場合は以下に耐震改修工事内容をご記載ください。

こちらに耐震改修工事内容をご記載ください。

個人用見本

債権者登録（ 新規・変更・廃止 ）申出書

※お持の中を記入してください

まんのう町長　殿

町記入欄	担当課	
	担当者	

提出年月日

（変更）適用年月日

処理区分	1 新規 2 変更 3 廃止	債権者コード	処理年月日	決裁区分	支払方法	1 口座振替 2 隔地払 3 窓口払
		1 4				

◎おなまえ（法人名、屋号、又は個人名）

A

フリガナ	氏名	本店	マンノウ　タロウ
		支店	
漢字	氏名	本店	まんのう　太郎　　※生年月日　昭和60年1月1日
		支店	

個人の場合は、記入不要です。

◎だいひょうしゃ（職、氏名）

B

漢字	
代表者フリガナ	

会社印	
代表者印又は個人印	まんのう

請求書等に使用する印を押印してください。銀行印・印鑑登録印である必要はありません。

◎おところ（都道府県、郡市区町村、町、丁目、番地、団地、棟、号）

C

郵便番号	766－0022	区分	1 町内　3 町外　2 町外	住所コード	
漢字	香川　仲多度郡まんのう町吉野下４３０番地				
フリガナ	カガワケンナカタドグンマンノウチョウヨシノシモ				
電話番号	0877-73-0122				

本補助金のお振込みを希望される口座をご記入ください。

◎振込先　※　受領方法の欄で「３　窓口払」にした方は、ここで記入終わります。

D

金融機関名	まんのう　銀行（　）　まんのう支　店		
受領方法	1 口座振替 2 隔地払	預金種目	1 普通 2 当座
金融機関コード		口座番号	1111111
口座名義人（カタカナ）	マンノウ　タロウ		

ゆうちょ銀行口座にお振込を希望される方へ

他の金融機関とゆうちょ銀行では口座番号体系が異なります。

ゆうちょ銀行の「記号・番号」を振込用の「店番・口座番号」に変換してください。

記　号				
1	2	3	4	0

番　号							
1	2	3	4	5	6	7	1

店　番		
2	3	8

口座番号						
1	2	3	4	5	6	7

店番：

「記号」の２～３桁目の数字の最後に「８」をつけた数字

口座番号：

「番号」の最後の「１」を削除した数字

変更等提出書類

様式第４号（第９条関係）

令和　８年　８月　１０日

まんのう町長　　様

申請者　住所　　まんのう町〇〇１１１１番地
氏名　　まんのう　太郎
電話番号　０００－０００－０００

まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等申請書

令和　８年　４月　２０日付け　　発第　　号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱第９条の規定により申請します。

記

補助対象物件の所在地	まんのう町〇〇１１１１番地	
（変更・中止）年月日	令和８年８月１０日	
（変更・中止）の理由	当初見積から、リフォーム箇所が減るため。	
変更の内容 （※変更の場合のみ）	別紙見積のとおり	
補助対象事業費	変更前	変更後
	２，０００，０００　円	１，５００，０００　円
補助金交付申請書	変更前	変更後
	１，０００，０００　円	７５０，０００　円

※申請時、変更後の補助対象事業費及び補助対象事業内容が確認できる書類の写し（内訳含む。）を添付して下さい。

実績報告時書類

様式第 6 号(第 10 条関係)

令和　８年　１０月　２０日

まんのう町長　　様

申請者　住所　　まんのう町〇〇１１１１番地
氏名　　まんのう　太郎
電話番号　０００－０００－０００

まんのう町空き家リフォーム事業補助金実績報告書

令和　８年　８月　２５日付け　　発第　　号により補助金交付決定の通知があったまんのう町空き家リフォーム事業を下記のとおり実施したので、まんのう町空き家リフォーム事業補助金要綱第 10 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1　補助対象事業費　　１，５００，０００　円

2　補助金交付決定額　　７５０，０００　円

3　補助対象事業工事期間
着手年月日　　令和　８年　５月　１０日
完了年月日　　令和　８年　１０月　５日

4　添付書類
（1）利用者に係る空き家転居後の住民票の写し
（2）補助対象事業費の支払が確認できる書類（内訳含む。）
（3）補助対象事業を実施した箇所等の詳細が分かる書類
（4）補助対象事業実施箇所の現況写真
（5）耐震改修工事を行った場合は、耐震改修工事結果報告書その他これを証する書類
（6）建築基準法の規定に基づく是正工事を行った場合は、建築基準法に基づく不適合箇所の是正報告書その他これを証する書類
（7）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

実績報告時書類

令和　８年　９月　３０日

耐震改修工事結果報告書

まんのう町長　　様

耐震診断技術者　氏　　名　満濃　次郎　　印
住　　所　まんのう町〇〇３３３番地
資　　格　（　〇　）級建築士
登録番号　（　〇〇　）登録第（　〇〇〇　）号

事務所名　〇〇〇〇建築事務所
連 絡 先　〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

令和　８年　９月　２０日に実施した下記空き家の耐震改修工事等の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実に相違ありません。

記

空き家の用途	□ 専用住宅　　□ 併用住宅
空き家の建て方	□ 一戸建て住宅　　□ 長　屋
空き家所在地	まんのう町〇〇１１１１番地
改修工事後の構造耐力	こちらに構造耐力をご記載ください。

実績報告時書類

令和　８年　９月　３０日

建築基準法に基づく不適合箇所の是正報告書

まんのう町長　　様

耐震診断技術者　氏　　名　満濃　次郎　　印
住　　所　まんのう町〇〇３３３番地
資　　格　（　〇　）級建築士
登録番号　（　〇〇　）登録第（　〇〇〇　）号

事務所名　〇〇〇〇建築事務所
連 絡 先　０００－０００－０００

令和　８年　９月　２０日に実施した下記空き家の建築基準法に基づく不適合箇所の是正について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実に相違ありません。

記

活用後の用途	□住宅（□一戸建ての住宅、□併用住宅）
所　在　地	まんのう町〇〇１１１１番地
建 築 時 期	昭和　〇〇　年　〇　月建築
不適合箇所の是正方法	こちらに是正方法をご記載ください。

交付請求時書類

様式第８号(第 12 条関係)

確定通知日以降の日付を記入してください。

年　　月　　日

まんのう町長　　様

確定通知書に記載されている
日付・番号を記入してください。

申請者　住所　まんのう町〇〇１１１１番地
氏名　まんのう　太郎　㊞
電話番号　〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付請求書

　　年　　月　　日付け　　発第　　号により補助金の額の確定通知があったまんのう町空き家リフォーム事業補助金についてまんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱第 12 条の規定により下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　７５０，０００　円

２　振込先

金融機関	〇〇銀行
本店・支店名	〇〇支店
預金種目	普通
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
（フリガナ）	マンノウ　タロウ
口座名義人	まんのう　　太郎

注意　口座名義人は、交付決定者(請求者)と同一としてください。

債権者登録申出書に記入した
口座を記入してください。
変更がある場合は
再度債権者登録申出書を
提出してください。

まんのう町空き家リフォーム事業補助金Ｑ＆Ａ

Ｑ１　どのような人が申請できますか。

Ａ　申請日において、町税を滞納していない次のいずれかに該当する方が申請できます。

１．空き家バンク物件登録者の方（所有者）

２．空き家バンク物件利用者の方

※空き家バンクを通して契約締結に至っていることが前提です。

※ただし、次のいずれかに該当する方は、補助対象者となることができません。

・町税を滞納している方

・法人

・３親等内の親族間で空き家の売買、賃貸借又は使用貸借をした方

・過去に同一の補助金の交付を受けている場合又は交付を受ける予定がある方

Ｑ２　どのような住宅が対象となりますか。

Ａ　以下のような住宅が対象となります。

・空き家バンクに登録された住宅で、かつ空き家バンク制度を通じて売買契約又は賃貸借契約がなされ、固定資産税の滞納が無い住宅

・改修工事後、耐震性が確保され、かつ建築基準法の規定に基づく重大な違反がない住宅

Ｑ３　耐震診断の実施対象となる住宅はどのような住宅ですか。

Ａ　耐震診断の実施対象となる住宅は昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手した住宅が対象となります。

耐震診断として認められる診断は、香川県が認める診断方法かつ、耐震診断技術者で実施したものとなります。耐震診断技術者の要件は以下のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="4">耐震診断技術者の要件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">建築士</td><td rowspan="3">かつ</td><td>①一般財団法人日本建築防災協会が実施する国道交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習の受講者</td></tr>
<tr><td>2</td><td>②香川県が実施する木造住宅耐震対策講習の受講者</td></tr>
<tr><td>3</td><td>③その他知事が認める講習の受講者</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="3">構造設計一級建築士</td></tr>
</table>

②香川県が実施する木造住宅耐震対策講習の受講者＝「香川県木造住宅耐震対策講習会受講者」については、下記ホームページにて受講者一覧を公開していますので、こちらより確認してください。（建築士資格者以外も掲載されているため注意）

「香川県住宅耐震ポータルサイト 診断事業者一覧」
https://jutakutaishin.pref.kagawa.lg.jp/kjs/diagnosis.html

○ 建築士、構造設計一級建築士については、以下のサイトより確認ができます。

「建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム」
https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/

○ 建築士の種別（一級建築士、二級建築士、木造建築士）は原則問いませんが、建築士法第 3 条、第 3 条の 2、第 3 条の 2 の規定に該当する場合は、資格要件が発生しますので、注意してください。

○耐震診断結果に基づく、補強設計の実施者についても同様に「耐震診断技術者」に該当する技術者である必要がありますのでご注意ください。

Ｑ４　どのような工事が補助対象となりますか。

Ａ　補助の対象となる事業（補助対象事業）は、以下の要件を満たす工事です。

◇町税を滞納していない町内業者が行う工事で以下の内容のもの

主な工事	具体的な工事の内容
木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取替え）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス貼替え等
外装工事	外壁の改修、張替え、塗り替え、コーキング補修等
塗装工事	屋根塗替え、外部鉄部塗替え等
左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等
給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）

※必ず交付決定後に工事を開始し、年度末３月末日までに工事完了が見込めない場合は、地域振興課まで連絡すること。

※町内業者とは、町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者です。

※また、次に掲げる内容の工事等は、補助の対象とはなりませんのでご注意下さい。

（１）申請者及び申請者と同一世帯の方自らが実施するリフォーム工事

（２）住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入（壁かけ式エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品又は証明器具、カーテン、家具調度品など）及び設置工事

（３）外構、カーポート、庭、門扉、堀又は地盤に関する工事

（４）電話、インターネット等の配線工事

（５）家具の固定のための器具購入及び工事

（６）耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震診断

※　（６）については、民間住宅耐震対策支援事業を活用することができます。なお、事業の内容等詳細は、建設土地改良課にお問合せください。

（７）国、県、町における他の補助事業により整備する工事

（８）その他、町長が不適当と認めた工事

Ｑ５　補助金額の額はいくらになりますか。

Ａ　補助金額の計算方法は以下のとおりです。

補助対象事業費の５０パーセントに相当する額とし、リフォームについては１００万円が上限です。家財処分については１０万円が上限です。

ただし、算出した額の１，０００円未満は切り捨てになります。

Ｑ６　複数の業者によるリフォーム工事は補助対象となりますか。

Ａ　補助対象となるのは、Ｑ３にある町内業者によるリフォーム工事ですので、複数の業者による工事の場合でも、条件を満たす町内業者によるものはすべて補助対象とします。申請時に提出していただく書類や、実績報告時に提出いただく書類等で確認します。

Ｑ７　申請前に着手しているリフォーム工事は、補助対象となりますか。

Ａ　**工事が完了しているものや、着手している場合は、補助対象となりません。**申請後、補助金交付決定通知書が届いてからリフォーム工事に着手してください。

Ｑ８　申請にはどのような書類が必要ですか。

Ａ　申請時には、次の①～⑬の書類を併せてご提出ください。

① 空き家リフォーム事業補助金交付申請書（様式第１号）
② 承諾書（様式第２号）および誓約書
③ 申請者の住民票の写し
④ 申請者の市町村税の完納証明書（滞納のない証明）
⑤ 登記事項証明書その他これを証する書類
（全部事項証明書、保存登記、所有権移転登記等）
⑥ 対象物件の固定資産税の町税納税証明書（ただし、申請者が補助対象の空き家の所有者でない場合に限る）
⑦ 施工する町内業者の町税の完納証明書（滞納のない証明）
⑧ 補助対象事業費に要する費用の内訳が確認できる見積書
（リフォーム業者の工事請負契約書または見積書等、工事費が確認できる書類）
⑨ 補助対象事業を実施する予定箇所等の詳細が分かる書類（工事設計図、施工図等）
⑩ 補助対象事業予定箇所の現況写真
⑪ 建築基準法の適合状況調査結果報告書
⑫ 債権者登録申出書（申請時住所記載）
⑬ 耐震診断報告書（補助対象の空き家が昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手したものである場合に限る）

Ｑ９　工事開始後、工事内容に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。

Ａ　交付決定後に工事内容等が変更になる場合には、まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等申請書（様式第４号）による変更申請が必要となります。変更内容がわかる書類の写し（見積書等）を添付して提出してください。

Ｑ１０　実績報告はいつ行えばよいですか。またどのような書類が必要ですか。

Ａ　リフォーム完了し支払い後速やかに、以下①～⑦の書類を併せてご提出ください。

① まんのう町空き家リフォーム事業補助金実績報告書（様式第６号）
② 利用者に係る空き家転居後の住民票の写し
③ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類
（領収書、請求書・通帳のコピー・振込依頼書等）
④ 補助対象事業費が分かる書類（明細書、内訳書等）
⑤ 補助対象事業を実施した箇所等の詳細が分かる書類（工事完成図等）
⑥ 補助対象事業実施箇所の完成後の写真
⑦ 債権者登録申出書（住所等変更があった場合のみ）

※補助対象物件が昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手したものであり、かつ、耐震診断の結果上部構造評点が 0.7 未満であった場合は、合わせて次の 2 点の書類もご提出ください。

⑧　耐震改修工事結果報告書
⑨　写真（耐震前中後が分かるもの）

※建築基準法の適合状況調査の結果、補助対象物件に不適合箇所があった場合は、合わせて次の 2 点の書類もご提出ください。

⑩　建築基準法に基づく不適合箇所の是正報告書
⑪　写真（改修前後が分かるもの）

Ｑ１１　第５条第２項の本町の他の制度とはどのような制度ですか。

Ａ　要綱第５条第２項にある本町の他の制度とは、例えば、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業、合併処理浄化槽設置整備事業、耐震改修工事、簡易耐震改修工事などをさします。これら制度を利用されている際には、補助対象事業費から控除します。

また、各補助事業については建設土地改良課にお問い合わせください。
他の制度も活用される場合は、事前にご相談ください。

Ｑ１２　家財処分のみで補助金の申請はできますか。

Ａ　できます。

Ｑ１３　１年以上、賃貸で利用した後に売買契約をし、リフォーム補助の申請ができますか。

Ａ　できません。空き家とは、まんのう町内に居住を目的として建築したが、現に居住をしていない一戸建て専用住宅を指します。賃貸で住んだ時点で、空き家ではなくなるので対象にはなりません。ただし、同一の補助対象者が賃貸契約後から１年未満であれば利用することができます。

メ　　モ

申込・問合せ先
〒766-0022
香川県仲多度郡まんのう町吉野下４３０番地
まんのう町地域振興課
TEL　0877-73-0122　　FAX　0877-73-0113